

随意契約理由書

件名	西部処理場北系水処理施設築造工事(建築)その1	
契約の相手方	戸田・岩田地崎特定建設工事共同企業体	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項6号	
随意契約の理由	<p>本工事は、西部下水処理場に流入する下水を処理する水処理施設のうちろ過池地上部の築造を行うものである。</p> <p>本施設は、複合構造物(下部:土木構造物、上部:建築構造物)であり、耐震設計上、建築構造物からの荷重伝達を考慮して応力解析を一体として行っている。したがって、一体の構造物として完成して初めて水処理施設としての機能を発揮するものであり、土木工事と本工事を施工する請負人が異なる場合に、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要となる。</p> <p>以上の理由により、本工事を土木工事の請負人に随意契約することとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局建築課建築第2係	(電話番号 078-595-6591)